

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

情報公開規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する情報の公開について必要な事項を定めるものとする。

(開示する情報)

第2条 センターは、次に掲げる文書を公開しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 決算書
- (6) 事業計画書
- (7) 予算書

(情報公開の請求手続)

第3条 情報の公開の請求をする者(以下「公開請求者」という。)は、情報公開請求書(様式第1号、以下「請求書」という。)に必要事項を記入し、センターに請求しなければならない。

(公開しない情報)

第4条 センターは、個人に関する情報等公開の妥当性を欠くおそれのある場合には、当該文書等の全部又は一部を公開しないことができる。

(請求に対する決定等)

第5条 センターは、情報公開請求書に係る文書等の全部又は一部を公開並びに全部を公開しないときは、公開請求者に対し、情報公開(公開・部分公開・非公開)決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(情報公開の場所)

第6条 情報公開の場所は、センター事務所とする。

(費用負担)

第7条 情報の公開に係る費用は、公開請求者が別表に定める費用を負担するものとする。

(準 用)

第8条 この規程に定めのない事項については、我孫子市情報公開条例及び我

孫子市情報公開施行規則に定める取扱いの例を準用する。

(委 任)

第9条 この施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成23年12月15日理事会議決）

この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。